

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第13号

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岩手県規則第93号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付け)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 知事は、<u>林業事業者等</u>に対して林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う融資機関に対し、当該業務に必要な資金の貸付けを行うものとする。</p> <p>(貸付資格の認定)</p> <p>第4条 貸付資格の認定を受けようとする者は、県から直接貸付けを受けようとする場合にあつてはその者の住所地、主たる事務所若しくは法第7条第2項の林業・木材産業改善措置に関する計画に基づき事業を行う事業所の所在地若しくは所有地（以下「住所地等」という。）をその地区内に含む森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合で第19条第2項の規定により岩手県森林組合連合会からの貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの、岩手県木材産業協同組合又は岩手県森林整備協同組合（以下「事務委託機関」という。）を経由し、融資機関から貸付けを受けようとする場合にあつては当該融資機関を経由して、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（<u>様式第1号</u>。以下「貸付資格認定申請書」という。）を所管する広域振興局長又は地方振興局長（貸付事業が2以上の広域振興局又は地方振興局の所管区域にわたる場合は知事。以下「知事等」という。）に提出するものとする。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第5条 第2条第1項の規定により林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、前条第1項又は第2項の規定による貸付資格の認定の申請の際、林業・木材産業改善資金貸付申請書（<u>様式第2号</u>。以下「貸付申請書」という。）を、事務委託機関を経由して、知事等に提出するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(貸付けの決定等)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(貸付け)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 知事は、<u>林業従事者等</u>に対して林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う融資機関に対し、当該業務に必要な資金の貸付けを行うものとする。</p> <p>(貸付資格の認定)</p> <p>第4条 貸付資格の認定を受けようとする者は、県から直接貸付けを受けようとする場合にあつてはその者の住所地、主たる事務所若しくは法第7条第2項の林業・木材産業改善措置に関する計画に基づき事業を行う事業所の所在地若しくは所有地（以下「住所地等」という。）をその地区内に含む森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合で第19条第2項の規定により岩手県森林組合連合会からの貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの、岩手県木材産業協同組合又は岩手県森林整備協同組合（以下「事務委託機関」という。）を経由し、融資機関から貸付けを受けようとする場合にあつては当該融資機関を経由して、<u>別に定める様式による</u>林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（以下「貸付資格認定申請書」という。）を所管する広域振興局長又は地方振興局長（貸付事業が2以上の広域振興局又は地方振興局の所管区域にわたる場合は知事。以下「知事等」という。）に提出するものとする。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第5条 第2条第1項の規定により林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、前条第1項又は第2項の規定による貸付資格の認定の申請の際、<u>別に定める様式による</u>林業・木材産業改善資金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）を、事務委託機関を経由して、知事等に提出するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(貸付けの決定等)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

3 貸付申請者は、前項の規定により貸付けの決定を行った旨の通知を受けたときは、別に定める期日までに林業・木材産業改善資金借用証書（様式第3号）を知事等に提出するものとする。

（融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け）

第8条 融資機関から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けることを希望する者（以下「借入申込者」という。）は第4条第1項又は第2項の規定による貸付資格の認定の申請の際、当該融資機関に林業・木材産業改善資金借入申込書（様式第4号。以下「借入申込書」という。）を提出するものとする。

2 [略]

3 融資機関は、県貸付金の貸付けを受けようとするときは、知事等に林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書（様式第5号）を提出するものとする。

4・5 [略]

6 融資機関は、前項の規定により知事等から県貸付金の貸付けを決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、借入申込者に対し林業・木材産業改善資金貸付決定通知書（様式第6号）を交付するものとする。

7 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、知事等に林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書（様式第7号）及び林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書（様式第8号）を提出するものとする。

8 [略]

9 融資機関は、借入申込者との貸付契約を林業・木材産業改善資金借用証書（様式第9号）により行うものとする。

10～13 [略]

（事業実施報告等）

第12条 借受者は、事業の完了後20日以内に、林業・木材産業改善資金事業実施報告書（以下「実施報告書」という。）（様式第10号）を、当該事業に係る林業・木材産業改善資金の貸付けを決定した知事等又は融資機関（以下「貸付決定機関」という。）に提出するものとする。

2 融資機関は、実施報告書を受領したときは、速やかに、林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書（様式第11号）を知事等に提出しなければならない。

3 [略]

（償還方法の変更）

第13条 借受者は、林業・木材産業改善資金の償還方法を変更

3 貸付申請者は、前項の規定により貸付けの決定を行った旨の通知を受けたときは、別に定める期日までに別に定める様式による林業・木材産業改善資金借用証書を知事等に提出するものとする。

（融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け）

第8条 融資機関から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けることを希望する者（以下「借入申込者」という。）は第4条第1項又は第2項の規定による貸付資格の認定の申請の際、当該融資機関に別に定める様式による林業・木材産業改善資金借入申込書を提出するものとする。

2 [略]

3 融資機関は、県貸付金の貸付けを受けようとするときは、知事等に別に定める様式による林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書を提出するものとする。

4・5 [略]

6 融資機関は、前項の規定により知事等から県貸付金の貸付けを決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、借入申込者に対し別に定める様式による林業・木材産業改善資金貸付決定通知書を交付するものとする。

7 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、知事等に別に定める様式による林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書及び別に定める様式による林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書を提出するものとする。

8 [略]

9 融資機関は、借入申込者との貸付契約を別に定める様式による林業・木材産業改善資金借用証書により行うものとする。

10～13 [略]

（事業実施報告等）

第12条 借受者は、事業の完了後20日以内に、別に定める様式による林業・木材産業改善資金事業実施報告書（以下「実施報告書」という。）を、当該事業に係る林業・木材産業改善資金の貸付けを決定した知事等又は融資機関（以下「貸付決定機関」という。）に提出するものとする。

2 融資機関は、実施報告書を受領したときは、速やかに、別に定める様式による林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書を知事等に提出しなければならない。

3 [略]

（償還方法の変更）

第13条 借受者は、林業・木材産業改善資金の償還方法を変更

しようとする場合（次条から第17条までの規定による償還方法の変更を除く。）は、貸付決定機関に林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書（以下「償還方法変更申請書」という。）（様式第12号）を提出するものとする。

2 [略]

3 融資機関は、償還方法変更申請書を受領した場合は、その内容を審査し、当該償還方法の変更が適当であると認めるときは、速やかに、知事等に対し林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書（様式第13号）を提出するものとし、当該償還方法の変更が不適当であると認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

4・5 [略]

6 前項の規定により通知を受けた融資機関は、償還方法の変更の承認を受けたときは、林業・木材産業改善資金償還方法変更承認通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとし、承認をしない旨の決定を受けたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（事業の実施の結果により余剰が生じた場合の繰上償還）

第14条 [略]

2 融資機関は、前項の規定による繰上償還金を受領したときは、速やかに、県貸付金の繰上償還を行うものとし、知事等に林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還申出書（様式第15号）を提出するものとする。

（その他の繰上償還）

第15条 借受者は、前条の規定によるほか、林業・木材産業改善資金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする場合は、貸付決定機関に林業・木材産業改善資金繰上償還申出書（様式第16号）を提出するものとする。

2・3 [略]

（支払の猶予）

第17条 貸付決定機関は、借受者が災害又は借受者（その者が団体である場合には、その団体を構成する個人）若しくはその者と同居及び生計を一にする親族の死亡、疾病若しくは負傷により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができるものとする。この場合において、支払の猶予を申請しようとする者は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書（様式第17号。以下「支払猶予申請書」という。）に知事等が指定する証明書を添え、償還期限（分割払いの場合における各支払期日を含む。）の30日前までに貸付決定機関に提出しなければならない。

しようとする場合（次条から第17条までの規定による償還方法の変更を除く。）は、貸付決定機関に別に定める様式による林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書（以下「償還方法変更申請書」という。）を提出するものとする。

2 [略]

3 融資機関は、償還方法変更申請書を受領した場合は、その内容を審査し、当該償還方法の変更が適当であると認めるときは、速やかに、知事等に対し別に定める様式による林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書を提出するものとし、当該償還方法の変更が不適当であると認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

4・5 [略]

6 前項の規定により通知を受けた融資機関は、償還方法の変更の承認を受けたときは、別に定める様式による林業・木材産業改善資金償還方法変更承認通知書により申請者に通知するものとし、承認をしない旨の決定を受けたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（事業の実施の結果により余剰が生じた場合の繰上償還）

第14条 [略]

2 融資機関は、前項の規定による繰上償還金を受領したときは、速やかに、県貸付金の繰上償還を行うものとし、知事等に別に定める様式による林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還申出書を提出するものとする。

（その他の繰上償還）

第15条 借受者は、前条の規定によるほか、林業・木材産業改善資金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする場合は、貸付決定機関に別に定める様式による林業・木材産業改善資金繰上償還申出書を提出するものとする。

2・3 [略]

（支払の猶予）

第17条 貸付決定機関は、借受者が災害により又は借受者（その者が団体である場合には、その団体を構成する個人）若しくはその者と同居及び生計を一にする親族の死亡、疾病若しくは負傷により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができるものとする。この場合において、支払の猶予を申請しようとする者は、別に定める様式による林業・木材産業改善資金支払猶予申請書（以下「支払猶予申請書」という。）に知事等が指定する証明書を添え、償還期限（分割払の場合における各支払期日を含む。）の30日前までに貸付決定機関に提出しなければならない。

2 [略]

3 融資機関は、支払猶予申請書を受理したときは、速やかに、知事等に対し林業・木材産業改善資金貸付金支払猶予申請書（様式第18号）を提出するものとし、知事等は、これを適当と認めた場合は、その旨を融資機関に通知するものとする。

4 融資機関は、前項の規定による通知を受領したときは、林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書（様式第19号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

5・6 [略]

2 [略]

3 融資機関は、支払猶予申請書を受理したときは、速やかに、知事等に対し別に定める様式による林業・木材産業改善資金貸付金支払猶予申請書を提出するものとし、知事等は、これを適当と認めた場合は、その旨を融資機関に通知するものとする。

4 融資機関は、前項の規定による通知を受領したときは、別に定める様式による林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書によりその旨を申請者に通知するものとする。

5・6 [略]

（農商工等連携促進法の特例）

第20条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第12条第1項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、第2条第2項中「林業従事者等」とあるのは「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第12条第1項に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は同項に規定する構成員が同法第4条第2項第2号ロに規定する措置を行う場合（以下「農商工等連携促進法の措置を行う場合」という。）における認定中小企業者」と、第3条第1項中「1 林業従事者等」とあるのは「農商工等連携促進法の措置を行う場合における1 認定中小企業者」と、第4条第4項中「前項」とあるのは「第20条第3項」とする。

2 農商工等連携促進法第12条第2項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用（第3項に定めるものを除く。）については、第3条第2項各号列記以外の部分中「10年以内（3年以内の据置期間を含む。）」とあるのは「12年以内（5年以内の据置期間を含む。）」と、第4条第1項中「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（以下「貸付資格認定申請書」という。）」とあるのは「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（以下「貸付資格認定申請書」という。）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する農商工等連携事業計画」とする。

3 農商工等連携促進法第12条第2項の規定の適用を受ける者の貸付資格については、第4条第3項の規定にかかわらず、林業・木材産業改善措置の内容が中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2

号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）第3条に掲げる措置であって知事が別に定める要件に該当する場合に知事等がこれを認定するものとする。

（バイオ燃料法の特例）

第21条 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第9条の規定の適用を受ける者についてのこの規則の適用については、第3条第2項各号列記以外の部分中「10年以内」とあるのは「12年以内」と、第4条第1項中「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（以下「貸付資格認定申請書」という。）」とあるのは「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（以下「貸付資格認定申請書」という。）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画」とする。

（補則）

第20条 [略]

（補則）

第22条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第19号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は通知する貸付申請書等について適用し、同日前に提出し、又は通知した貸付申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。